

通信制及び通学制の仕組みについて  
(現行制度及び専門職大学院について) (案)

	通 学 制	通 信 制
○学部	<p>1. 授業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接授業 → 講義、演習、実験、実習、実技のいずれか又は併用</li> <li>・メディア授業 → メディアによる教室外履修 (注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接授業 → 講義、演習、実験、実習、実技のいずれか又は併用</li> <li>・メディア授業 → メディアによる教室外履修 (注)</li> </ul>
	<p>2. 卒業要件としての単位数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア授業は卒業要件124単位中60単位を超えないものとする</li> </ul> <p>※ 124単位以上の単位の卒業要件を定める大学では、その超えた単位についてメディア授業が可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷授業 → 印刷教材の送付等による学修</li> <li>・放送授業 → 放送等視聴による学修 ※添削等による指導を併せ行う。</li> </ul> <p>・卒業要件124単位のうち、30単位以上は面接授業orメディア授業で行う。</p> <p>・上記の30単位のうち、10単位までは放送授業により修得した単位で代えることが可能。 →卒業に必要な124単位すべてをメディア授業で行うことができる。</p>
○修士課程 ○博士課程	<p>1. 授業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接授業</li> <li>・メディア授業</li> </ul> <p>【専門大学院の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻分野に応じ事例研究、討論、現地調査等の適切な方法の授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接授業</li> <li>・メディア授業</li> </ul>
	<p>2. 研究指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の規定なし (ただし、直接の対面指導を行うことが原則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送授業</li> <li>・印刷授業</li> </ul> <p>2. 研究指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の規定なし</li> </ul>
	<p>3. 修了要件としての単位数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア授業については限定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送授業</li> <li>・印刷授業</li> </ul> <p>・面接授業、メディア授業による単位数の下限はなし。</p>

<p>○専門職大学院</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業科目の授業 (<u>研究指導は必須としない。</u>)</li> <li>・ 事例研究、討論、現地調査、実習等の適切な方法の授業</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重視される授業方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少人数の演習方式</li> <li>・ 現地調査</li> <li>・ インターンシップ等の実習</li> <li>・ 事例研究 等</li> </ul> </li> <li>○双方向・多方向的な授業</li> <li>・ 30単位以上とし、現地調査、インターンシップなどの実践的な教育等を通じて必要な学習量を確保することを基本に各大学が定める。</li> </ul>	<p>(論点①) 専門職大学院のメディア授業を認めるか。</p> <p>→ <u>メディアによって十分な教育効果が得られる専攻分野やについて、当該効果が得られる授業あるいは指導に関し、メディアによる授業又は指導を行えることとする。</u></p> <p>(論点②) 通信制大学院の面接授業、メディア授業、放送授業、印刷授業の方式について十分な教育効果が得られるかどうか。</p> <p>→ <u>メディアによる通信は、十分な教育効果が得られる場合には認めることとする。</u></p>
----------------	---	--

(注) メディア授業(多様なメディアを利用して行う授業)について

○ 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件(平成13年文部科学省告示第51号)(抄)

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれに準ずる場所(科目等履修生に単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって設問回答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの